

令和5年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	777,482 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	181,572,600 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	496,100 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配 水 施 設 費	3,211,321 千円
イ 耐 震 管 路 等 整 備 事 業	9,622,669 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水 道 事 業 収 益	35,224,428 千円
第1項	営 業 収 益	31,559,643 千円
第2項	営 業 外 収 益	3,658,322 千円
第3項	特 別 利 益	6,463 千円

支 出		
第1款	水 道 事 業 費 用	33,743,361 千円
第1項	営 業 費 用	32,750,574 千円
第2項	営 業 外 費 用	969,723 千円
第3項	特 別 損 失	13,064 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,725,317 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,137,941 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 10,587,376 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			6,252,392 千円
第1項	企 業 債			5,791,000 千円
第2項	補 助 金			148,795 千円
第3項	負 担 金			312,587 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金			10 千円

		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			17,977,709 千円
第1項	建 設 改 良 費			14,479,609 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			3,477,488 千円
第3項	補 助 金 返 還 金			15,612 千円
第4項	予 備 費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度 原・浄・配水施設関連経費	令和5年度から 令和8年度まで	4,188,671 千円
令和5年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和5年度から 令和8年度まで	15,203,956 千円
令和5年度 土地借上料	令和6年度から 令和9年度まで	13,393 千円
令和5年度 上下水道局情報基盤 調達及び運用支援業務関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	39,716 千円
令和5年度 上下水道料金等業務 システムに係る帳票印刷等業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	52,008 千円
令和5年度 メーター修繕関連経費	令和5年度から 令和6年度まで	73,651 千円
令和5年度 JICA草の根技術 協力事業（マカッサル）	令和6年度から 令和7年度まで	44,546 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水 道 浄 水 1 施 設 等 整 備 事 業	千円 280,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。)に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。
2 耐震管路等 整 備 事 業	5,511,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5,582,647 千円
(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、461,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦